福島市受動喫煙防止・禁煙啓発キャッチフレーズ選考委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　受動喫煙防止及び禁煙の推進に係るキャッチフレーズの公募作品を、公平かつ適正に選考するため、福島市受動喫煙防止・禁煙啓発キャッチフレーズ選考委員会（以下、委員会）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

１　公募により応募されたキャッチフレーズの審査及び選考に関すること

２　入賞作品の決定に関すること

３　その他、キャッチフレーズの選考に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、福島市受動喫煙防止対策推進委員会の委員のうちから選出された次に掲げる者及び健康福祉部長、保健所長をもって組織する。

１　学識経験者または保健医療関係者

２　学校関係者または保護者

３　事業者団体関係者

４　飲食業関係者

５　マスメディア関係者

６　健康福祉部長

７　保健所長

（任期）

第４条　委員の任期は、市長が委嘱した日から第２条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。
　２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
　３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（秘密保持）
第７条　委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）
第８条　委員の報酬及び費用弁償については、福島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この要綱は、令和８年７月９日から施行する。
所掌事務の終了の日限り、その効力を失う。